

答 申 第 51 号

**三重県情報公開・個人情報保護審査会
答申**

令和 3 年 5 月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

実施機関は本件審査請求の対象となった公文書のうち、当審査会が非開示妥当と判断した部分を除き、開示とすることが妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求者が令和 2 年 7 月 2 日付けで三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号。以下「条例」という。）に基づき行った「特定農協の施設に係る産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設にかかる一切の情報、三重県が行った行政指導、命令に関する一切の情報」等についての開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県知事（以下「実施機関」という。）が、令和 2 年 8 月 13 日付けで行った公文書部分開示決定（以下「本決定」という。）について取消しを求めるというものである。

3 本件対象公文書について

本決定のうち、本件審査請求の対象となっている公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、特定の農業協同組合（以下「本件法人」という。）の産業廃棄物処理業許可、行政指導に係る文書及び産業廃棄物処理施設等の設置に係る文書等であって、別表左欄に対象公文書 1 から 7 として示す文書である。

4 審査請求の理由

審査請求書、反論書及び意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

個人情報であるとした非開示部分は、条例第 7 条第 2 号が規定する「事業を営む個人の当該事業に関する情報」が含まれている可能性があり、事業情報は公開されなければならない。

法人情報であるとした非開示部分は、「競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報」ではない。定款は、農業協同組合法において、定款等の規程を各事務所に備えておかなければならず、組合員及び組合の債権者はいつでも理事に対し閲覧又は謄写を求めることができる。農協の利用者は多数であり、債権者は数えきれない。総代会資料についても同様であり、総代会は総会に代わるべき組合の最高意思決定機関であるから、これを非公開にするなど、非常識極まる対応である。

設備の構造図面については、施設の外観は写真で公表されており、東京都の同様の施設では広く見学会まで開いており、秘密主義ではなく、公開主義である。また、当該施設は

堆肥の違法堆積をしていたので、公益上公にすることが必要な情報である。

5 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により、本決定が妥当というものである。

個人の氏名や住所、本籍地については、個人が識別される情報又は公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとして全て非開示としているが、代表理事の氏名と住所は登記簿謄本で公にされることが予定されているので開示をしている。定款の一部、総会の議事録については農業協同組合法の規定において、閲覧請求できるのは、組合員および組合の債権者に限定されるので誰でも等しく見れるものではないので非開示とした。

設備の構造図面については、基本的には建屋の図面や外観等の部分については開示しているが、詳細な構造図面については基本的には事業場の技術的なノウハウに当たり、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するという判断をして、非開示とした。

6 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列挙した非開示事由を定めている。

(2) 非開示部分について

産業廃棄物の収集、運搬、処分を業として行おうとする者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第 14 条の規定により、都道府県知事の許可を受けなければならない、許可に際しては許可申請書及び添付書類を提出することとされている。そして、許可を受けた事業範囲を変更しようとするときは、同法第 14 条の 2 の規定により変更の届出書及び添付書類を、許可の更新を申請するときは、更新の許可申請書及び添付書類を提出しなければならないとされている。

また、産業廃棄物処理施設を設置する者は、同法第 15 条第 1 項の規定により、都道府県知事の許可を受けなければならない、許可に際しては産業廃棄物処理施設設置許可申請書及び添付書類を提出するとともに、産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた者が当該許可に係る事項のうちで軽微な変更等をしたときは、同法第 15 条の 2 の 6 第 3 項の規定により変更等届出書及び添付書類を提出することとされている。

本件対象公文書は、本件法人が実施機関に対し提出した上記の許可等に係る申請書、届出書、これらの書類の添付書類、実施機関の許可等の手続に係る文書、行政指導に係る文書である。

実施機関は、本件対象公文書について、別表中欄に示す部分を同表右欄の理由により非開示とする部分開示決定を行っている。

審査請求人が開示すべきとしている、これらの非開示部分について、当審査会において本件対象公文書を見分した結果を踏まえ、以下、非開示情報該当性を検討する。

(3) 条例第7条第2号（個人情報）の意義について

個人に関する情報であって特定の個人を識別し得るものについて、本号は、一定の場合を除き非開示情報としている。これは、個人に関するプライバシー等の人権保護を最大限に図ろうとする趣旨であり、プライバシー保護のために非開示とすることができる情報として、個人の識別が可能な情報（個人識別情報）を定めたものである。

しかし、形式的に個人の識別が可能であればすべて非開示となるとすると、プライバシー保護という本来の趣旨を越えて非開示の範囲が広くなりすぎるおそれがある。

そこで、条例は、個人識別情報を原則非開示とした上で、本号ただし書により、個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優越するため開示すべきもの等については、開示しなければならないこととしている。

(4) 条例第7条第2号（個人情報）の該当性について

本件対象公文書1（産業廃棄物の処理業変更届出書について）は、実施機関が行った本件法人の役員に関する欠格事由の該当の有無についての照会に係る文書及び本件法人が実施機関に対し提出した産業廃棄物処理業変更届出書で構成されている。このうち役員の氏名、生年月日、本籍地、住所、性別、回答結果及び本籍地市町村長名、公印及び文書番号、住民票を本号に該当するとして非開示としている。

また、本件対象公文書2（実施機関が作成した行政指導に係る文書）は、実施機関が本件法人に対して産業廃棄物処理施設使用前検査結果及び立入検査等をした際に作成した業務報告書で構成されている。このうち従業員の氏名、顔写真、代表者の生年月日、経歴等、印影を本号に該当するとして非開示としている。

さらに、本件対象公文書5（土地の使用権原を証する書類）は、本件法人が廃棄物処理施設を設置する際に契約した土地に関する文書であり、本件対象公文書7（苦情の申出に係る文書）は、本件法人に関して実施機関に寄せられた苦情に対する業務報告書である。これらの文書のうち土地の賃料、続柄、契約理由、所有者の氏名及び住所、印影、通報者の氏名、連絡先、関係性を本号に該当するとして非開示としている。

一方、審査請求人は、これらの非開示部分について条例第7条第2号が規定する「事業を営む個人の当該事業に関する情報」が含まれている可能性があり、事業情報として

公開されなければならないと主張している。

当審査会において見分したところ、本件対象公文書 1、2、5、7 のうち実施機関が本号に該当するとして非開示とした文書は次のとおり分類することができる。

- ア 照会の対象者一覧
- イ 照会に対する回答
- ウ 役員・株主等新旧対照表、変更した事項の内容
- エ 住民票、登記されていないことの証明書
- オ 検査結果通知書
- カ 事業計画書に係る事前協議関係文書及び通報に係る業務報告書
- キ 土地賃貸借契約書

以下、分類ごとに本号該当性を検討する。

ア 照会の対象者一覧

当該文書は、欠格事由の該当の有無についての照会対象者のリストであって、当該リストに記載される項目は、照会対象者である本件法人の役員の氏名、生年月日、性別である。

これらの項目は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別し得る情報であり、本号本文に該当すると認められる。

このうち、生年月日、性別については、本号ただし書のいずれにも該当するとは認められず、事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当するとも認められない。

一方で氏名については、本件法人の役員に関する情報であって、農業協同組合法第 54 条の 3 の規定により、本請求時点において公衆の縦覧に供することを義務付けられている情報であり、本号ただし書イに規定する法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当すると認められる。

したがって、照会対象者の生年月日、性別について、それぞれ非開示とした実施機関の判断は妥当であるが、氏名について非開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

イ 照会に対する回答

当該文書は、実施機関が照会を行った欠格事由の該当の有無について、県警又は本籍地市町村長からなされた回答文書である。

回答文書には、本籍地市町村長に係る情報（本籍地市町村長名、同公印）、照会対象者に係る情報（氏名、生年月日、本籍地）及び個々の照会対象者に対する欠格

事由への該当の有無についての回答部分が含まれている。これらは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別し得る情報であり、本号本文に該当すると認められる。

このうち、本籍地市町村長に係る情報(本籍地市町村長名、同公印)については、本号ただし書のいずれにも該当するとは認められず、事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当するとも認められない。

しかし、照会対象者の氏名については、上記アで述べたように、本号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、回答文書における本籍地市町村長に係る情報(本籍地市町村長名、同公印)、照会対象者の生年月日及び本籍地、個々の照会対象者に対する欠格事由への該当の有無についての回答部分について、それぞれ非開示とした実施機関の判断は妥当であるが、照会対象者の氏名について、非開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

ウ 役員・株主等新旧対照表、変更した事項の内容

当該文書は、本件法人から役員を変更する際に実施機関へ提出された文書である。

当該文書には、変更前と変更後における本件法人の役員の氏名、生年月日、本籍、住所が記載されている。これらは、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別し得る情報であり、本号本文に該当すると認められる。

このうち生年月日、本籍については、上記アイで述べたように、本号ただし書のいずれにも該当するとは認められず、事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当するとも認められない。

また、住所、変更前の役員の氏名については縦覧を義務付けられている情報ではないため、本号ただし書のいずれにも該当するとは認められず、事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当するとも認められない。

一方で、変更後の役員の氏名については上記アで述べたように、本号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、本件法人の役員の生年月日、本籍、住所及び変更前の役員の氏名について、それぞれ非開示とした実施機関の判断は妥当であるが、変更後の役員の氏名について非開示とした実施機関の判断は、妥当ではない。

エ 住民票、登記されていないことの証明書

当該文書は、本件法人の役員個人に係る住民票及び成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明する文書である。

当該文書には、本件法人の役員の氏名、生年月日、続柄、世帯主、住所、本籍、

前住所などが記載されている。

これらは、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別し得る情報であり、本号本文に該当すると認められる。

このうち、役員の氏名については上記アで述べたように、本号ただし書イに該当すると認められる。しかし住民票については、一部分を開示すると様式の特徴が明らかになり、居住する市町村が判明してしまうおそれがあるため、住民票の全体が本号本文に該当すると判断せざるを得ない。また、本号ただし書のいずれにも該当するとは認められず、事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当するとも認められない。

また、役員の氏名以外の情報については、本号ただし書のいずれにも該当するとは認められず、また、事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当するとも認められない。

したがって、本件法人役員にかかる住民票の全体及び登記されていないことの証明書の氏名以外の部分を非開示とした実施機関の判断は妥当であるが、登記されていないことの証明書の氏名の部分を非開示とした実施機関の判断は、妥当ではない。

オ 検査結果通知書

当該文書は実施機関が本件法人に対し、産業廃棄物処理施設の使用前の検査結果を通知したものである。

当該文書には本件法人の従業員の顔写真が存在する。従業員の顔写真は個人に関する情報であって、特定の個人を識別し得る情報であり、本号本文に該当すると認められる。また、当該情報は、一般に公にされる情報ではなく、本号ただし書のいずれにも該当すると認められず、事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当するとも認められない。

したがって、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

カ 事業計画書に係る事前協議関係文書及び通報に係る業務報告書

当該文書は本件法人から実施機関へ提出された事業計画書についての事前協議に係る文書及び本件法人に関する通報を受けて実施機関が作成した業務報告書である。

当該文書には従業員の氏名、住所、生年月日、代表者の生年月日、経歴、印影、通報者の氏名、電話番号、関係性などが記載されている。

従業員の氏名、住所、生年月日、通報者の氏名、電話番号、関係性についてはいずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別し得る情報であり、本号本文に該当すると認められる。また、一般に公にされる情報ではなく、本号ただし書の

いずれにも該当すると認められず、事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当すると認められない。

また、代表者の生年月日、経歴、印影は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別し得る情報であり、本号本文に該当すると認められるが、商業登記簿などで公にされる代表者の氏名とは異なり、一般に公にされる情報ではなく、本号ただし書のいずれにも該当すると認められず、事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当すると認められない。

したがって、これらの情報を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

キ 土地賃貸借契約書

当該文書は本件法人が産業廃棄物処理施設を設置する土地に関して賃貸借契約を行った際の契約書である。

当該文書において賃貸人の氏名、続柄、住所、印影、賃料、契約理由などが記載されている。これらの情報は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別し得る情報であり、また特定の個人の財産状況でもあるため、本号本文に該当すると認められる。また、本号ただし書のいずれにも該当すると認められず、事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当すると認められない。したがって、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(5) 条例第7条第3号（法人情報）の意義について

本号は、自由主義経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、開示することにより、本件法人等又は個人の競争上の地位その他正当な利益が害されると認められるものが記録されている公文書は、非開示とすることができると定めたものである。

しかしながら、法人等に関する情報であっても、事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体、健康又は財産を保護し、又は違法若しくは不当な事業活動によって生ずる支障から県民等の生活・環境を保護するため公にすることが必要であると認められる情報及びこれらに準ずる情報で公益上公にすることが必要であると認められるものは、ただし書により、常に開示が義務づけられることになる。

(6) 条例第7条第3号（法人情報）の該当性について

本件対象公文書3（産業廃棄物処分業の許可、変更について）は、本件法人が実施機関に対して行った産業廃棄物処分業許可の申請に係る文書及び実施機関から交付された許可証に関する文書で構成されている。このうち通常総会議事録の議事の内容、通常総代会資料の一部、定款のうち登記されていない部分を本号に該当するとして非開示としている。

また、本件対象公文書 4 (財務状況資料) は、本件法人が産業廃棄物処分量の許可申請をする際に実施機関に提出した資料である。このうち事業の開始に要する資金の総額、内訳及び調達方法、決裁に使用された印影、確定申告書のうち各項目の金額、決算確定の日、国庫補助金および事業費の内訳、納税証明書の納付に関する額を本号に該当するとして非開示としている。

さらに、本件対象公文書 6 (産業廃棄物処理施設構造図面) は、本件法人が設置した産業廃棄物処理施設の配置、構造に関する書類であり、これらの文書のうち施設内部の機械の詳細な構造図面を本号に該当するとして非開示としている。

当審査会において見分したところ、本件対象公文書 3、4、6 のうち実施機関が本号に該当するとして非開示とした文書は次のとおり分類することができる。

- ア 通常総代会資料、定款
- イ 財務諸表、事業費の内訳に関する情報等
- ウ 設備の構造図面

以下、分類ごとに本号該当性を検討する。

ア 通常総代会資料、定款

当該文書は、本件法人が開催した通常総代会での議事録や資料及び本件法人の定款で構成されている。このうち実施機関が非開示とした部分は、議事の内容、通常総代会資料のうち、貸借対照表・損益計算書・注記表を除く部分、定款のうち登記されていない部分である。

審査請求人は、「農協の組合員及び組合の債権者はいつでも定款等の閲覧又は謄写を求めことができ、総代会は組合の最高意思決定機関であるから総代会資料、定款は開示すべきである。」と主張している。

一方で実施機関は、「農業協同組合法の規定において、定款や総代会議事録の閲覧請求できるのは、組合員および組合の債権者に限定されるので誰でも等しく見られるものではない。定款記載事項のうち一部は登記簿に記載されるので公開したが、その他の事項については一般に公開されることのない情報である。定款の内容は、組織の重要事項や意思決定等のようなものが記載されているのであって、公開することで本件法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものであるため、本条本号に該当する非開示情報である。」と主張している。

確かに、同法第 29 条の 2 第 2 項において、組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し、閲覧の請求又は謄本若しくは抄本の交付の請求をすることができる」と規定されている。しかし閲覧等を請求できる者は組合員及び組合の債権者に限定されていることから、一般に公にされている情報とは認められ

ない。したがって、これらの情報が一般に開示されると、本件法人における重要事項に関する意思決定の過程等、法人内部で管理すべき情報等が明らかになることにより、本件法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められ、本号本文に該当する。また、本号ただし書のいずれにも該当しないため、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

ただし、当該文書の中には本件法人の関連企業 4 社の事業報告書が添付されているが、この 4 社のうち 3 社の貸借対照表については、インターネット上で公開されていることが確認できたので、その部分については開示が妥当である。

イ 財務諸表、事業費の内訳に関する情報等

当該文書は税務申告書の記載内容や、事業を営む際の資金に関する情報であり、記載される情報のうち、実施機関が非開示としたのは、「事業の開始に要する資金の総額、内訳及び調達方法」、「決裁に使用された印影」、「確定申告書の各項目の金額」、「決算確定の日」、「国庫補助金、事業費の内訳に関する情報」、「納税証明書のうち納付に関する額」等の情報である。

これらの記載内容は法人の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であり、一般的には、既に外部に公表している等の特段の事情が無い限り、開示することで本件法人の事業経営の健全性、事業経営効率、債務返済能力等、当該法人の経営状況を他者が把握することが可能になり、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、本号本文に該当する情報であると解される。

本件法人においてもこれらの情報は登記簿等で一般に公にしておらず、内部管理に関する情報として扱われていることが認められる。

したがって、本件においてこれらの情報は本号本文に該当し、また本号ただし書のいずれにも該当しないため、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 設備の構造図面

産業廃棄物処理施設使用前検査結果の添付資料として、本件法人の産業廃棄物処理施設の内部の機器の詳細な構造図面が添付されている。審査請求人は、「外観は写真で公表されていること、他の同様の施設では見学会等が開かれており公開主義であり、さらに当該施設は堆肥を違法堆積させていたので公益上公にすることが必要な情報である。」と主張している。それに対し実施機関は、「基本的には建屋の図面などの外観等の部分については開示しているが、設備の構造図面には寸法が記載されていて機器の内容が細かく記載されており、これについては事業場の技術的なノウハウに当たり、公開することで当該事業者及び機器を製造した事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するという判断をして、非開示とした。」とのことであった。

一般的に、事業活動を行う建物内部の設備等については、事業者が経験、知識等を

基に、事業活動の効率的な運営等を目的として設計するものであり、それらに関して作成される設計図書は、設計者がその知識と技能を駆使して創作し、相当の報酬を支払う依頼主だけに使用目的を特定して提供するものであることから、当該事業者及び設計者にとって重要なノウハウや知的財産に当たり、開示することにより当該事業者及び設計者の事業活動に対し、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、本号本文に該当する情報であると考えられる。

審査会において本件対象公文書を見分したところ、構造図面には内部で使用する設備等についての詳細な情報が記載されており、本件非開示部分は本件法人の事業活動にかかる重要な技術的ノウハウや設計者の知的財産に当たる情報であることが認められる。

したがって、本件においてこれらの情報は本号本文に該当すると判断する。

(7) 条例第7条第3号(法人情報)ただし書八の該当性について

廃棄物処理法は、廃棄物の排出の抑制、適正な再生、処分等を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律であるが、廃棄物のうちでも、産業廃棄物は、排出量が多量で危険物等が含まれる場合があり、その不法投棄事件も発生していたこと等から、同法は、排出事業者に産業廃棄物の最終処理の責任を負わせ、基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、当該収集、運搬又は処分を行った者に必要な改善・措置を講ずべきことを命ずることができ、措置命令に従わなければ、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合には、都道府県知事は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができることとなっている。

これは、産業廃棄物の処理は社会にとって必要不可欠な事業であるが、何らの規制を加えることなく自由競争に委ねるならば、同事業が適正に行われない場合もあり得るものであり、県民等の健康・生活等へ重大な影響を及ぼすなど、取り返しのつかない事態になるのを避けるため、同法で排出事業者等の責任を定め、処理に関する責任・権限の所在も確保したものと解することができる。

一方、本号ただし書八は、法人等に関する情報であっても「公益上公開することが必要であると認められるもの」については公開の対象となる旨規定している。これは、法人に関する情報には、本件法人の利害関係を超えて、県民生活に少なからざる影響を与え、又は与え得ることがあり、公益上公開するのが相当であると考えられるものがあるが、その場合には、公益と一方これを公開されることによる法人の不利益とを比較衡量した結果、なお公益の方が大とされたものを、本号の例外として公開の対象とする旨定めたものである。

実施機関によると、当該施設の立入検査において、産業廃棄物である畜産糞尿が過

剩に保管され、発酵場所からはみ出していることが確認されたため、実施機関が行政指導を行ったところ、当該産業廃棄物の保管状況について一定の改善が見られたとのことであった。また、本請求時点において新たな畜産糞尿の受け入れを停止しているとのことであった。

審査請求人が主張するように、産業廃棄物の不適正な管理がされていた当該施設の構造図面は、公益上公開する必要があるとの主張は一定程度理解できる。

しかしながら、上記のとおり新たな畜産糞尿の受け入れをしておらず、行政指導を受けて適正な対処がなされたという状況の下では、当該構造図面が開示されることによって、本請求より前における産業廃棄物の不適正な管理状態の原因が明らかとなるという公益は、非開示により保護されるべき法人の利益を優越するとまでは認めがたい。

したがって、これらの情報は本号ただし書八に該当せず、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(8) 条例第7条第6号(事務事業情報)の意義について

本号は、県の説明責任や県民の県政参加の観点からは、本来、行政遂行に関わる情報は情報公開の対象にされなければならないが、情報の性格や事務・事業の性質によっては、公開することにより、当該事務・事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものがある。これらについては、非公開とせざるを得ないので、その旨を規定している。

なお、本規定は、実施機関の長に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある、また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」といえるものであることが求められる。「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する程度の蓋然性が要求される。

(9) 条例第7条第6号(事務事業情報)の該当性について

実施機関が、本決定において本号に該当するとして非開示とした情報は、本件対象公文書における県警の内線番号である。警察電話は、警察本部又は警察署の交換業務担当者を介して一般公衆回線との通信が可能であり、警察職員以外の者であっても、一般公衆回線から交換業務担当者に内線番号を告げることで、警察電話との通信が可能となるものである。このため、内線番号を開示することにより、警察に対して反発や反感を抱いている者からの業務の妨害を目的とした当該内線番号に対する電話を受けることで業務の停滞につながる等、警察電話による通信の正常かつ能率的な運営に影響が及ぶことにより、通常業務における連絡や突発的な事案への対応等、警察業務の円滑な遂

行を著しく困難にするおそれがあると認められる。したがって、当該情報を本号に該当
するとして非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(10) 結論

よって、主文のとおり答申する。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙 1 審査会の処理経過のとおりである

別表

対象公文書の種類及び内容	開示をしない部分	開示をしない理由
【対象公文書 1】 産業廃棄物の処理業変更届出書について（個人に対する欠格照会文書）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員の氏名、生年月日、本籍地、住所、性別 ・ 欠格照会結果のうち、回答結果及び本籍地市町村長名、公印及び文書番号 ・ 住民票 ・ 三重県警察本部内線番号 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第 7 条第 2 号（個人情報）に該当 ・ 条例第 7 条第 6 号（事務事業情報）に該当
【対象公文書 2】 実施機関が作成した行政指導に係る文書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員の氏名、住所、生年月日 ・ 代表者の生年月日、経歴等、印影 	条例第 7 条第 2 号(個人情報)に該当
【対象公文書 3】 産業廃棄物処分業の許可、変更について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常総会議事録の議事の内容 ・ 通常総代会資料（貸借対照表、損益計算書、注記表を除く部分） ・ 定款（登記されている部分を除く） ・ 三重県警察本部内線番号 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第 7 条第 3 号（法人情報）に該当 ・ 条例第 7 条第 6 号（事務事業情報）に該当
【対象公文書 4】 財務状況資料		
・ 事業開始に係る資金の総額及び調達方法を記載した書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の開始に要する資金総額及び内訳 ・ 資金の調達方法の金額内訳 	条例第 7 条第 3 号(法人情報)に該当
・ 農業協同組合作成の起案用紙（補助金交付決定通知）	農業協同組合内部での決裁に使用された印影	条例第 7 条第 3 号(法人情報)に該当
・ 確定申告書	各項目の金額、決算確定の日	条例第 7 条第 3 号(法人情報)に該当
・ 国庫補助金、事業費の内訳に関する情報	補助金の対象となる事業費の内訳金額	条例第 7 条第 3 号(法人情報)に該当
・ 納税証明書	納付すべき税額、納付済額、未納税額の各欄の記載部分のうち、申告額を除いた金額	条例第 7 条第 3 号(法人情報)に該当

【対象公文書 5】 土地の使用権原を証する書類	土地の賃料・続柄・契約理由・所有者の氏名（登記されている者を除く）及び住所、印影	条例第 7 条第 2 号(個人情報) に該当
【対象公文書 6】 産業廃棄物処理施設構造図面	外観で判別できない施設内部、機械内部の詳細図面	条例第 7 条第 3 号(個人情報) に該当
【対象公文書 7】 苦情の申出に係る文書	通報者の氏名、電話番号、関係性	条例第 7 条第 2 号(個人情報) に該当

別紙 1

審査会の処理経過

年月日	処理内容
R 2 . 1 0 . 1 4	・ 諮問書及び弁明書の受理
R 2 . 1 0 . 1 6	・ 実施機関に対して、対象公文書の提出依頼
R 2 . 1 0 . 2 9	・ 実施機関を経由して審査請求人からの反論書の受理
R 2 . 1 1 . 6	・ 実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
R 3 . 1 . 2 7	・ 書面審理 ・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和2年度第6回第2部会)
R 3 . 2 . 2 6	・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和2年度第7回第2部会)
R 3 . 3 . 2 4	・ 審議 (令和2年度第8回第2部会)
R 3 . 4 . 2 8	・ 審議 (令和3年度第1回第2部会)
R 3 . 5 . 2 6	・ 審議 ・ 答申 (令和3年度第2回第2部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会長 (第一部会部会長)	高 橋 秀 治	三重大学人文学部教授
会長職務代理者 (第二部会部会長)	岩 崎 恭 彦	三重大学人文学部准教授
委 員	内 野 広 大	三重大学人文学部准教授
委 員	川 本 一 子	弁護士
委 員	仲 西 磨 佑	司法書士
委 員	片 山 眞 洋	三重弁護士会推薦弁護士
委 員	坂 口 知 子	税理士
委 員	山 崎 美 幸	(株)百五総合研究所 主任研究員

なお、本件事案については、印を付した会長職務代理者及び委員によって構成される部会において調査審議を行った。